



議案第十二号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。